

ご案内

国保・後期・介護の納付済額  
通知を

お送りします

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告の社会保険料控除の対象となります。市では、2015年1月下旬に、2014年中に支払いをされた保険料(料)について、納付済額通知を郵送します。申告書類作成の資料としてご利用下さい。

年末調整などのため、早めに必要な場合は、直接または電話でお問い合わせ下さい。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について  
年金課納付係 ☎724・2125 FAX050・3101・5154、介護保険料について  
介護保険課係 ☎724・4364 FAX050・3101・6664

再就職をめざす

女性のための職業訓練

【5日間コース】Word・Excel基礎科  
再就職に必要な知識・技術を身に付ける職業訓練です。  
※東京都との共催事業です。  
【結婚・出産・育児等で退職し再就職を目指す女性で、次のすべての要件を満たす方】  
①ハローワークで求職登録をしている  
②全回参加できる  
③訓練終了後ハローワークマザーズコーナーの職業相談を受けられること  
※原則、受講決定後の辞退は

児童扶養手当

公的年金との併給制限が見直されます

18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもを養育している、ひとり親家庭等の方が対象となる児童扶養手当について、これまで公的年金を受給している方は対象となりませんが、12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できます。

○支給開始  
申請月の翌月分から支給されます。

○手当月額  
児童1人目 4万1020円  
2人目 3万6800円  
3人目以降 3万0000円  
※所得限度額を超過している方は支給停止となります(年金額が手当額より低い場合等、詳細は子ども総務課へお問い合わせ下さい)。

○手当月額  
児童1人目 4万1020円  
2人目 3万6800円  
3人目以降 3万0000円  
※所得限度額を超過している方は支給停止となります(年金額が手当額より低い場合等、詳細は子ども総務課へお問い合わせ下さい)。

**募集します**  
**私立学校の運営事業者**  
廃校になった小・中学校  
2校の跡地を活用

問 企画政策課 ☎724・2103  
FAX050・3085・3082

※テキスト(よくわかるMicrosoft Word2010/Microsoft Excel2010 [FOM出版]) 定価21600円(各自購入して、お持ち下さい)。  
【12月17日までに申込書(TOKYOはたらくネットホームページでダウンロード)記入し、直接または郵送で東京都産業労働局雇用就業部能力開発課公共訓練係(〒163-8001、新宿区西新宿2-8-1、第一本庁舎3階) ☎03・5320・4807へ。】  
【産業観光課 ☎724・2129 FAX050・3101・9615】

日本町田中学校用地及び旧本町田西小学校用地は、2013年7月に策定した「町田市木曾山崎団地地区まちづくり構想」において、文化関連拠点・教育関連拠点と位置づけました。隣接する学校跡地を一体的に活用することで、団地地区外の人が訪れる機会を増やし、まちの活性化を図ることとしています。

この構想に基づき、教育の拠点として、私立学校を運営する事業者を募集します。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

市税のお知らせ

市民税の税制改正

【①軽自動車税の税率が変更】  
地方税法改正、市税条例改正に伴い、軽自動車税の税率は、平成27年度分から変更されます。

【②個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充】  
個人住民税の住宅ローン控除は、対象となる居住開始期間を平成29年12月31日まで延長します。

【③上場株式等に係る配当所得・株式等譲渡所得等に対する特別徴収税率及び配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の変更】  
平成26年1月1日から、上場株式等に係る配当所得・株式等譲渡所得等に対する特別徴収税率の軽減措置(3%適用)が廃止され、本税率5%の住民税が特別徴収されていきます。

【④法人市民税(法人税割)の税率の変更】  
市内に事務所や事業所などを有する法人は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から、右表のとおり法人市民税の法人税割額算定に用いる税率が変更になります。

法人市民税(法人税割)の税率

法人等の区分	税率	
	変更前	変更後
資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人(相互会社を含む)	14.7%	12.1%
上記以外の法人	12.3%	9.7%

【①ご存じですか固定資産の非課税・減免制度】  
所有している土地をセットバックして、公共の道路として不特定多数の方の利用に提供している場合は、非課税申告により翌年度から固定資産税が非課税になります。

ただし、プランターを置いたり、駐車場にするなど、利用が妨げられている場合は非課税になりません。

【②償却資産(わがまち特例)の対象資産を拡大】  
アパートの貸し付けや事業

【③わがまち特例の対象資産】  
地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)が、平成25年度の申告資産から導入され、市町村は対象資産について地方税法に定める範囲内で独自の特例率を条例で定めることができます。これにより、対象資産の所有者は税の負担が軽減されます。

従来の対象であった「下水道除害施設」と「雨水貯留浸透施設」に加え、新たに「地下街等における浸水防止用設備」「自然冷媒を使用した冷凍・冷蔵機器等のノンフロン製品」「汚水または廃液処理施設」「大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設または、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設(テトラクロロエチレン系及びフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置)」が対象になります。

特別割合等の詳細についてはお問い合わせ下さい。

【④償却資産課税】  
係 ☎724・2116、②について ☎724・2119、FAX050・3085・6094

固定資産税・都市計画税のお知らせ

【①ご存じですか固定資産の非課税・減免制度】  
所有している土地をセットバックして、公共の道路として不特定多数の方の利用に提供している場合は、非課税申告により翌年度から固定資産税が非課税になります。

ただし、プランターを置いたり、駐車場にするなど、利用が妨げられている場合は非課税になりません。

【②償却資産(わがまち特例)の対象資産を拡大】  
アパートの貸し付けや事業